

# 神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市しあわせの村シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第63条に基づく使用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (権利)

第2条 シンボルマークに関する著作権その他一切の権利は、神戸市(以下「市」という。)に属する。

## (使用画像)

第3条 この要綱においてシンボルマークとは、別図の「神戸市しあわせの村シンボルマーク」として神戸市長(以下、「市長」という。)が定めるものとする。

## (使用について)

第4条 シンボルマークの使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ様式第1号に定める「神戸市しあわせの村シンボルマーク使用申請書」(以下「申請書」という。)に使用目的、使用内容及び使用期間が確認できる書類を添付して市長に提出し、市長の許諾を得なければならない。

- 2 市長は申請内容について審査し、適當と認める場合は、様式第2号に定める「神戸市しあわせの村シンボルマーク使用許諾書」(以下「許諾書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、神戸市しあわせの村(以下「しあわせの村」という。)の市主管局及びしあわせの村の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)については、シンボルマークの使用に際する申請書の提出は不要とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、しあわせの村の市主管局及び指定管理者については、シンボルマークの使用に際する許諾書の交付は省略する。

## (使用目的)

第5条 シンボルマークは、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ使用することができるものとする。

- (1) しあわせの村及びしあわせの村内に位置する各施設やしあわせの村内で開催されるイベント等のPRを目的として使用するとき。
- (2) しあわせの村への愛着や親しみを高めるとともに、しあわせの村のイメージを内外に発信するために使用するとき。

## (使用許諾基準)

第6条 市長は、申込みの内容が前条に定める使用目的に合致し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にのみシンボルマークの使用を許諾する。

- (1) 市が行う啓発活動、市主催(共催)事業で使用するとき。
- (2) 指定管理者が使用するとき。

(3) しあわせの村内に位置する施設の運営者が使用するとき。

(4) しあわせの村内でイベント等を開催するものが使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、公益上の観点から市長が適当と認める場合は、シンボルマークの使用を許諾する。

#### (遵守事項)

第7条 第4条第2項によりシンボルマークの使用について許諾された者(以下「使用者」という。)は、シンボルマークの使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

(1) シンボルマークについて、次に掲げる使用その他許諾を受けた内容と異なる使用、又はその許諾条件に反する使用をしないこと。

ア 市の品位を傷つけ、又は市民のしあわせの村に対する理解の妨げになるおそれがあると認められる使用。

イ 市が特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用。

ウ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用。

(2) シンボルマークの使用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと。

(3) シンボルマークの改変をしないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(4) シンボルマークを表示する同一面上に「©2020 神戸市」又は「©2020 Kobe City」の文字及び許諾番号を明確に表示すること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) シンボルマークを使用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと。

(6) シンボルマークの類似画像の作成又は第三者によるシンボルマークに係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。

(7) 許諾を受けたシンボルマークを利用した物件を直ちに市長へ提出すること。ただし、物件の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月条例第29号)を遵守すること。

#### (使用期間)

第8条 使用者がシンボルマークを使用できる期間は、1年以内で市長が定める期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (使用料等)

第9条 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例(昭和39年3月条例第79号)第7条に基づき、使用に係る費用は、無料とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める額の使用料又は契約保証金を納付させることができる。

#### (事故発生時の報告義務等)

第10条 使用者は、シンボルマークの使用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに市長に対し報告し、その指示を受けなければならない。

#### (調査等)

第11条 市長は、シンボルマークの使用に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により市長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は市長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

#### (許諾の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の許諾を取り消し、許諾の内容を変更し、又はシンボルマークの使用の制限をし、若しくは使用の停止をすることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
  - (3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他シンボルマークの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用の継続を不適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定に基づく許諾の取消し、許諾の内容の変更又はシンボルマークの使用の制限若しくは使用の停止により使用者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

#### (使用終了後等の措置)

第13条 第8条の規定による使用期間が終了した使用者若しくは前条第1項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかにシンボルマークの使用を中止し、シンボルマークの複製物の廃棄及び回収に関する市長の指示に従わなければならない。

#### (損害賠償請求)

第14条 使用者は、シンボルマークの使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

#### (個人情報の取り扱いについて)

第15条 本市は、申請書に記載された個人情報に関して、神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)及び関連法令等を遵守して取り扱う。

#### (補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

#### (適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後になされた神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に係る申請について適用し、施行日前になされた神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に係る申請については、なお従前の例による。

## 神戸市しあわせの村シンボルマーク使用申請書

神戸市長あて

神戸市しあわせの村シンボルマークの使用について、下記のとおり申し込みます。また、マークの使用にあたり、神戸市長が定める神戸市しあわせのシンボルマークの使用に関する要綱及び下記の使用条件を遵守します。

申請者	団体名: (代表者氏名 ) 住 所: (担当者) 氏 名: 電 話: メールアドレス:
使用方法	<input type="checkbox"/> 広報物への掲載 (広報物の名称・内容: ) <input type="checkbox"/> ホームページへの掲載 (HPアドレス: ) <input type="checkbox"/> その他( )
使用目的	
特記事項	
使用期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
<b>【使用上の遵守事項】</b> 1. マークは、しあわせの村及びしあわせの村内に位置する各施設やしあわせの村内で開催されるイベント等のPR、しあわせの村への愛着や親しみを高める等の目的で使用するものとする。 2. 使用目的・使用内容・使用期間等が分かる書類(企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等)を添付すること。 3. やむを得ない事情でマークの改変が必要な場合や、コピーライト(「©2020 神戸市」又は「©2020 Kobe City」の文字及び許諾番号)の表示ができない場合は特記事項欄にその理由を記載すること。 4. 市が特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉していると誤解させるおそれがあると認められる使用をしないこと。 5. マークの改変、類似画像の作成、及び第三者によるマークに係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。 6. 使用期間が終了したときは、マークの使用を中止し、マークの複製物の廃棄及び回収に関する市長の指示に従うこと。 7. その他、「神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に関する要綱」の規定及び使用許諾書の条件を遵守すること。	

年 月 日

様

神戸市長 久元 喜造

## 神戸市しあわせの村シンボルマーク使用許諾書

年 月 日付で申請のありました神戸市しあわせの村シンボルマークの使用申請について、以下のとおり許諾します。

許諾番号	No.
使用方法	<input type="checkbox"/> 広報物への掲載 (広報物の名称・内容: ) <input type="checkbox"/> ホームページへの掲載 (HPアドレス: ) <input type="checkbox"/> その他( )
使用目的	
特記事項	
使用期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
許諾条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 使用申請書の記載どおりに使用すること。</li><li>2. 市が特定の個人または団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉していると誤解させるおそれがあると認められる使用をしないこと。</li><li>3. マークの改変、類似画像の作成、及び第三者によるマークに係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。</li><li>4. マークを表示する同一面上に「©2020 神戸市」又は「©2020 Kobe City」の文字及び許諾番号を表示すること。</li><li>5. 許諾を受けたマークを使用した物件を直ちに提出すること。また、物件の提出が困難である場合はその写真を提出すること。</li><li>6. 使用期間が終了したときは、速やかにマークの使用を中止し、マークの複製物の廃棄及び回収に関する市長の指示に従うこと。</li><li>7. 「神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に関する要綱」の規定及び使用許諾書の条件を遵守すること。</li><li>8. 使用許諾書の特記事項欄に記載がある場合はそれを遵守すること。</li></ol>

(別図)

